

英国オンライン安全法（Online Safety Act）の解説 ～その適用範囲と要対応事項の概要～

ヨーロッパニュースレター

2023年12月13日号

執筆者:

石川 智也

n.ishikawa@nishimura.com

澤田 文彦

f.sawada@nishimura.com

I はじめに

英国では、2023年10月26日に、違法又は子どもに有害なコンテンツや活動によるリスクを特定・軽減・管理する義務をオンラインサービスの提供者に課し、個人にとってより安全なオンラインサービスの提供を確保することを目的として、英国オンライン安全法（Online Safety Act, 2023）が制定された¹。同法の多くの条項は、科学・イノベーション・技術大臣が別途規則で定める日から施行される予定であり（同法240条1項）、現在、同法に係る規制当局である英国情報通信庁（OFCOM）により、同法上の義務の具体的な遵守方法に関するガイダンス（Codes of Practice）の策定作業が行われている²。

英国オンライン安全法により規制対象となるオンラインサービスの範囲は広範に亘り得るところ、同法上、OFCOMにはその権限行使・判断のために広く関係者に情報提供を求める権限が付与されており（同法100条）、規制対象となるサービスの提供者が同法上の法的義務に違反している場合には、OFCOMは、これを是正するよう通知及び命令することができる（同法130条6項、133条1項）。そして、当該違反に対しては、(i)1,800万ポンド（約34億円）又は(ii)当該企業（若しくは企業集団）の最終事業年度における全世界売上高の10%のいずれか高い額を上限とする制裁金が課される可能性がある（同法スケジュール13の4条1項、5条3項）。

したがって、英国オンライン安全法の適用を受け得る我が国企業にとっては、早期に自社サービスへの適用可能性と要対応事項について把握した上で、必要な検討及び準備を開始することが肝要であるように思われる。以下では、そのような観点から把握しておくべき必要性が高いと思われる事項に焦点を当てつつ、同法の概要について解説する。

II 英国オンライン安全法の適用範囲

1. 規制対象となるサービス

英国オンライン安全法は、主としてオンラインの「ユーザー間サービス」及び「検索サービス」を規制対象としている。

まず、「ユーザー間サービス」とは、ユーザーが生成し、アップロードし、又は共有するコンテンツにつ

¹ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/50/contents/enacted>

² <https://www.ofcom.org.uk/online-safety/information-for-industry/roadmap-to-regulation>

いて、他の 1 人又は複数のユーザーが接する可能性のあるオンラインのサービスを意味する（同法 3 条 1 項）。そのため、ソーシャルメディアプラットフォーム、メッセージングアプリ、オンライン掲示板、マッチングアプリ等のサービスが広く同法の規制対象に含まれ得ると考えられる。但し、(i)電子メール、SMS/MMS、1:1 の音声コミュニケーションに係るサービス、(ii)ビジネス内部でのみ利用可能なサービス、(iii)サービス提供者によるコンテンツに対するコメント・レビュー・絵文字の投稿や「いいね」ボタンの押下等による限定的なコミュニケーションのみ可能なサービス等については、同法による規制の対象外とされている（同法 4 条 2 項 b 号、スケジュール 1）。

また、「検索サービス」とは、検索エンジン又はこれを含むオンラインサービスを意味する（同法 3 条 4 項）。具体的には、主要検索エンジンのほか、メタサーチサービス（旅行比較サイト等）や音声アシスタントサービス等も規制対象となり得ると考えられる。但し、こちらに関しても、ビジネス内部でのみ利用可能なサービス等については、同法による規制の対象外とされている（同法 4 条 2 項 b 号、スケジュール 1）。

2. 英国外の事業者に対する域外適用

「ユーザー間サービス」又は「検索サービス」については、それが英国外から運営されている場合であっても、「英国との関連性を有する」サービスである限り、英国オンライン安全法の域外適用があるとされている（同法 4 条 2 項 a 号）。

この「英国と関連性を有する」との概念は広く定義されており、(i)相当数の英国ユーザーが存在する場合、(ii)英国ユーザーが当該サービスのターゲット市場を構成している場合、又は(iii)当該サービスが英国から利用可能であり、当該サービスのコンテンツによって英国の個人に深刻な危害を及ぼす重要なリスクがあると信じるに足りる合理的根拠がある場合のいずれかに該当する限り、「英国との関連性を有する」サービスに該当することとなる（同法 4 条 5 項・6 項）。

III 英国オンライン安全法の下における義務と要対応事項の概要

1. 全ての規制対象サービスに対して課される義務

英国オンライン安全法上、全ての規制対象サービスに対して課される義務として、主に以下のような内容が規定されている。

義務の概要	要対応事項の例
違法コンテンツに関するリスク評価の義務（同法 9 条、26 条）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 違法コンテンツが個人に及ぼすリスクに関する評価を実施し、サービスに重要な変更を加える場合を含めて、アップデートを実施
違法コンテンツに関する安全義務（同法 10 条、27 条）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サービスのデザイン及び運用に関して、違法コンテンツに関するリスクを効果的に管理・軽減する方策を採用 ➤ 違法コンテンツを速やかに除去する（「検索サービス」の場合には、違法コンテンツへの遭遇を避ける）ためのシステム及びプロセスの導入 ➤ 利用規約又は公表文書において違法コンテンツからの保護に関する

	措置を開示
コンテンツ報告及び不服申立てに関する義務（同法 20 条、21 条、31 条、32 条）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ユーザーや影響を受ける個人が違法コンテンツや（子どもがアクセス可能な場合）子どもに有害なコンテンツを容易に報告できる仕組みの設定 ➤ ユーザー等からの不服申立て手続の整備及び不服申立てに対する対応の実施
表現の自由とプライバシー保護に関する義務（同法 22 条、33 条）	➤ 保護措置の実施やポリシーの適用に際して、ユーザーの表現の自由とプライバシーの権利に配慮

2. 子どもがアクセスする可能性の高いサービスに対して追加的に課される義務

また、子どもがアクセスする可能性の高いサービスの場合には、英国オンライン安全法上、概要、以下のような義務が追加で課される。

義務の概要	要対応事項の例
子どもに関するリスク評価の義務（同法 11 条、28 条）	➤ コンテンツが子どもに及ぼすリスクに関する評価を実施し、サービスに重要な変更を加える場合を含めて、アップデートを実施
子どもの保護に関する安全義務（同法 12 条、29 条）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サービスのデザイン及び運用に関して、子どもに及ぼすリスクを効果的に管理・軽減する方策を採用 ➤ コンテンツのリスクから子どもを保護するためのシステム及びプロセス（「ユーザー間サービス」では年齢認証・推計）の導入 ➤ 利用規約又は公表文書において子どもの保護に関する措置（後述の「カテゴリー1」又は「カテゴリー2A」に該当する場合には直近の子どもに関するリスク評価の要旨も）を開示

3. 「カテゴリー1」、「カテゴリー2A」又は「カテゴリー2B」のサービスに対して追加的に課される義務

さらに、英国オンライン安全法において規制対象となるサービスのうち、別途定められる予定の規則によって規定される一定の基準に該当するものは、それぞれ該当する基準に応じて、「カテゴリー1」、「カテゴリー2A」又は「カテゴリー2B」のサービスとして、追加の義務が課される。

例えば、「カテゴリー1」には、「ユーザー間サービス」であって、ユーザー数、サービスの機能その他の要素を踏まえた一定の基準を満たすものが該当するところ（同法スケジュール11の1条1項）、この「カテゴリー1」のサービスには、以下を含む追加の義務が課される。

義務の概要	要対応事項の例
ユーザーエンパワーメントに関する義務（同法 14 条、15 条）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ユーザーエンパワーメントに関する評価を実施し、サービスに重要な変更を加える場合を含めて、アップデートを実施 ➤ 大人のユーザーがコンテンツコントロールを行える仕組みを採用

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 可能な最も早い機会において、デフォルト設定を維持するか、変更するかを選択できるシステム及びプロセスの導入 ➤ 利用規約において利用可能なコントロール機能及び直近のユーザーエンパワーメントに関する評価の要旨を開示
詐欺的広告の防止義務（同法 38 条）	➤ 詐欺的広告を速やかに除去するためのシステム及びプロセスを導入し、そのために用いている技術を利用規約において開示
本人確認の義務（同法 64 条）	➤ 大人のユーザーに対して、サービスの利用に本人確認が不要の場合でも、本人確認のオプションを付与し、利用規約において開示

IV 今後のスケジュールと企業に求められる対応

OFCOM は、大きく(i)違法コンテンツ関連の義務、(ii)子どもの安全に関連する義務、(iii)特定のカテゴリに該当するサービスに適用される義務の 3 段階に分けて同法上の義務の具体的な遵守方法に関するガイダンスを策定するとともに、その発効と合わせて規制対象サービスに義務の遵守を求める方針を示している³。具体的には、(i)違法コンテンツ関連の義務については、2024 年 12 月から 2025 年 3 月頃、(ii)子どもの安全に関連する義務については、2025 年 8 月から 11 月頃、(iii)特定のカテゴリに該当するサービスに適用される義務については、2026 年 3 月から 6 月頃のガイダンス発効を念頭に、その策定作業が進められている。

英国オンライン安全法上の義務については、既存のシステムの検討・見直し等の作業を含めて、その対応に実務上一定の期間を要すると考えられることから、英国オンライン安全法の適用を受け得る我が国企業においては、上記のスケジュールも念頭に置いた上で、自社サービスについていかなる義務が課されることとなるか、またその具体的な対応方法について、計画的な検討及び対応を進めることが望まれる。本稿が実務の現場において、こうした課題に取り組まれる皆様にとって対応の一助となれば幸いです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 newsletter@nishimura.com

³ https://www.ofcom.org.uk/news-centre/2023/tech-firms-must-clamp-down-on-illegal-online-materials?utm_source=tw_graphic&utm_medium=social_org&utm_campaign=onlinesafety23&utm_content=condoc1_press